

## 「日本ご当地タクシー協会」規約

### 第1章 総則

#### <名称>

第1条 この会は、「日本ご当地タクシー協会」(以下、当協会)という

2. ご当地タクシーとは、タクシーを利用して各地域の魅力を、来訪者に楽しんでもらうための商品を企画・運営することで、新たな価値を創造するものとする

#### <目的>

第2条 当協会は、「ご当地タクシー」を全国に普及拡大していくことを目的とする

#### <事業>

第3条 当協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う

- 1) 会員相互の交流と意見交換
- 2) 会員を拡大するための説明会を実施
- 3) 会員への教育、研修会の実施
- 4) ホームページの開設と情報発信
- 5) 日本国内のみならず海外への情報発信
- 6) ご当地タクシーサミットの開催
- 7) その他、目的を達成するために必要な事業

### 第2章 組織及び運営

#### <当協会の構成>

第4条 当協会の目的に賛同して入会した正会員、賛助会員、事務局で組織する

2. 当協会は、事務局を大阪市淀川区西中島 1-14-17-503(株式会社 観光ビジネスコンサルタンツ本社内)に置く

#### <会員資格基準>

第5条 次の基準を満たす法人で組織する

- 1) タクシー会社であること
- 2) 1 会員は 1 営業区域(交通圏)とする。ただし、隣接するエリアと理事会で認めるところはその限りでない
- 3) 当協会が定める基準に則して運営している。または、する予定であること
  - a) 「おもしろ行灯」等を作成し、タクシーに取り付けて運行する
  - b) ご当地タクシー運転手の認定制度を設ける

- c) 入会后、6ヶ月以内に運行を開始すること
- d) テーマ(ご当地タクシー名)を商標登録する
- 4) 当協会会員の名誉を守り、サービス及び商品の品質向上に常に取り組んでいること
- 5) 会員は、協会で知り得た秘密情報を保持すること
- 6) 当協会の役員会で入会の承認を得ること
- 7) 年会費の支払いを遅滞なくおこなっていること
- 8) 他に、協会が認める法人や個人

#### <入会及び継続>

第6条 入会には目的に賛同し必要な申込み手続きをした後、承認を得る必要がある。入会承認後、入会金及び年会費の納入をもって入会完了となる

- 2. 入会を認めない場合は、申込者に即時その旨を理由と共に通知をする
- 3. 次年度の継続については、年会費の入金をもって更新完了とする

#### <入会費、年会費>

第7条 会員は協会が定める以下の会費を納入しなければならない

- 1) 入会金、年会費は以下の通りとする

- 正会員(1 営業区域)

- 入会金: 100,000 円      ○ 年会費: 60,000 円

- 賛助会員

- 年会費: 50,000 円(議決権は持たない)

- 2. 次年度以降の年会費については、年度末の3月末までに納入しなければならない

#### <退会>

第8条 会員は退会届を提出し任意に退会することが出来る。退会の場合は、当該年度内3月末日までに連絡または退会届を提出することで、任意に退会することができる。ただし、納入している入会金および年会費は返金されない

#### <除名>

第9条 協会は、会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に違反する行為を行った場合は、理事会の決議により除名することができる。また、その場合納入している入会費及び年会費は返金されない

#### <当協会の運営>

第10条 当協会は理事長1名、副理事長1~3名、理事15名以内、事務局長1名、監査役2名を置く

- 1)理事長、副理事長は理事の中から選出する
- 2)理事及び役員の任期は2年とするが、再任を妨げない
- 3)監査役は総会において選出する
- 4)事務局長は理事長が指名する
- 5)総会決議において認められた時に役員の解任が出来る

#### <役員の職務>

第10条 役員は以下の職務を行う

- 1)理事長は当協会を代表し、会務を統括する
- 2)副理事長はこれを補佐し業務を掌握し、理事長が不在の時はその職務を代理する
- 3)事務局長は、当協会の事務全般を担当する
- 4)監査役は、当協会の業務及び財産の状況を監査する

#### <総会>

第11条 総会は年1回とし、事業年度終了後速やかに開催する

但し、必要がある時は臨時に開催できる。総会は次の事項を審議、実行し決定する

- 1)規約、事業の改廃に関する事項
  - 2)予算及び決算に関する事項
  - 3)事業計画案及び活動報告
  - 4)理事及び監査役の選任、解任
  - 5)その他、当協会の運営に関する必要事項
2. 総会は理事長が招集する
- 1)総会は理事長が議長となる
  - 2)総会は2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

#### <役員会>

第12条 役員会は、理事長、副理事長、事務局長、監査役をもって構成する

2. 運営(役員)会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びそのた総会の議決を要しない業務の執行に関して、決議する
3. 新規入会に関する事項

#### <事業年度>

第13条 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

#### <規約の変更>

第14条 この規約の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の3分の2以上の

賛成を必要とする

### 第3章 細則

#### <委任>

第15条 この規約に定めるもののほか、協会の事業運営上必要な細則は、理事長が役員会の決議を経て別に定める

#### 附則

1. この規約は平成30年4月1日から施行する
2. 平成30年8月21日規約内容の追記および一部改訂